

特 記 仕 様 書

1 舗装版切断時に発生する濁水の処理について

《 濁水処理の設計条件 》

搬出先 狭山市広瀬台 2－1 2－1 3
大丸商事(株)

※ 他の中間処理施設へ搬出を希望の場合は、監督員と協議し指示に従うこと。

2 建設発生土の処分について

《 建設発生土処分の設計条件 》

搬出先 日高市上鹿山 7 9 5－3
武蔵プラント

※ 他の土質改良プラントへ搬出を希望する場合は、監督員と協議して指示に従うこと。

3 A S ガラ処分について

《 A S ガラ処分の設計条件 》

搬出先 川越市南台 1－5－7
東和アークス(株)

※ 他の再生プラントへ搬出を希望する場合は、監督員と協議し指示に従うこと。

4 使用機械の種類・規格及び施工方法

特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。